

阿見町議会議録

令和7年第1回臨時会

(令和7年2月4日)

阿見町議会

令和7年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（2月4日）	3
○出席、欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	7
・議案第2号から議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	10
・議案第6号から議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	15
○閉会	19

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第7号

令和7年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年1月20日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和7年2月4日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度阿見町一般会計補正予算（第6号））
- (2) 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- (3) 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (4) 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- (5) 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (6) 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第7号）
- (7) 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- (8) 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- (9) 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- (10) 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）
- (11) 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）

第 1 号

[2 月 4 日]

令和7年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年2月4日（第1日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	長 千 葦 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	宮 崎 智 彦	君
町 長 公 室 長	井 上 稔	君
総 務 部 長	平 岡 正 裕	君

町民生活部長	竹之内 英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	齋藤明君
上下水道課長	堀越多美男君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和7年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和7年2月4日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求ることについて（令和6年度阿見町一般会計補正予算（第6号））

日程第5 議案第2号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第3号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第4号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第5号 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第6号 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第7号）

議案第7号 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第8号 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第9号 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第10号 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）

議案第11号 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）

午前10時00分開会

○議長（野口雅弘君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和7年第1回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

3番 前田一輝君

4番 小川秀和君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第11号まで、以上11件であります。

次に、監査委員から令和6年11月分から12月分までに関する例月出納検査結果及び令和6年

度定期監査及び行政監査結果について報告がありましたので、報告します。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度阿見町一般会計補正予算（第6号））

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第1号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第1回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

それでは、議案第1号の専決処分の承認を求めるについて（令和6年度阿見町一般会計補正予算（第6号））について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億5,207万5,000円を追加し、223億4,362万7,000円とするものであります。その内容は、非課税世帯に3万円及び非課税世帯の子供1人当たり2万円を給付する物価高騰対策給付金事業に係る経費の計上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 2点ほど質疑させていただきます。

まず、1月10日にこれ専決処分したということですけれども、そこから約1か月以上過ぎているんですけども、改めて支給までの作業と支給日までのスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

1月10日に専決処分をさせていただいて、それからシステム業者との調整、それから業務委託をする業者との調整、そういったものを進めてまいっている次第でございます。それで、スケジュールにつきましては、1月下旬に業務委託の契約を締結しております。それから、昨日、2月3日より電話対応開始ということで、それまでも1月中も電話対応は社会福祉課でやっておりましたが、2月3日、昨日から事業者の方が参りましてコールセンターを設置しました。で、電話対応を開始しております。それから、スケジュールは、以前に全員協議会で説明させていただいたとおり、現時点では変更ございませんが、説明いたしますと、2月中旬からプッシュ型に該当しない対象世帯へ確認書の発送を開始いたします。それから2月下旬、確認書の返送世帯について支給を開始したいと考えております。それから3月上旬からプッシュ型世帯へ支給要件確認書の発送を開始いたします。3月下旬にはプッシュ型世帯について支給を開始、それから、4月30日をもって受付期間を終了し、5月に最終振り込みを完了するというようなスケジュールで進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 全員協議会でそういう説明があったんですけども、全体としては4,300世帯ということですから、4分の1にはならないけれども相当な人数なわけですよね、阿見町でこの3万円が支給されるという世帯は。首を長くして待っている世帯もあるのではないかなど、こういうふうに思うんです。昨今の物価高で相当厳しい状況になっているので。それで今朝、スケジュールを町のホームページで見たんですけども、これあえてスケジュールはまだ未定ということで書かれているようなんんですけども、問合せは私のところにあるんですけども、私も全員協議会で説明を受けたようなことで、あくまでも予定ということでお知らせはしているんですけども、これ全員協議会で説明された予定はほぼ確定ということでいいんでしょうかね。何でこれホームページに載つけないのかよく分からないんですけど、その辺ちょっと教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

現時点では、議員おっしゃるとおり、ホームページのほうではスケジュールは決まり次第、公表してまいりますというような書き方をしております。電話での問合せに対しては、なかなかまだはっきりと申し上げられないために、申し訳ないんですが、2月中旬ぐらいに再度問合せをいただくか、またはホームページ等で再度確認してくださいというような話はさせていただいております。もう少し作業が進みましたら、スケジュールは改めてこちらのほうでお示ししていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） いつも聞いて申し訳ないんだけれども、他市町村の状況が、町民の皆さんにも情報交換するというかな、SNSで流れていますので、どこどこはもう何日ぐらいから始まっているみたいな形でいるようなんんですけども、県内の他市町村の状況、特に隣接の自治体の支給スケジュールの状況が分かっていれば教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

申し訳ありません。今そういう資料は手持ちにございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） この物価高騰対策給付金なんですけれども、今回、住民税非課税の方が対象ということでございますが、均等割のみの方が対象外となっているのではないかと思います。以前の同じような物価高騰対応の給付金では均等割のみの方も対象となっていたかと思うんですが、現在の段階で把握なさっている段階で結構ですが、国の動向というか、その辺について教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

現時点におきましては、国からは均等割のみ課税世帯を拡大して対象世帯とするというような情報はまだ来ておりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

ただ、現在、皆さん御承知のように物価が非常に上がっています。スーパーに行くと、野菜の値段も本当に、キャベツ、白菜が3倍になっているとかそういう状況も出ています。均等割のみの方は非課税の方と比べて決して所得が多いというわけでもありませんし、それほど大きな差異はないのではないかなと思っております。国の動向次第ということになろうかと思いますが、もし国で均等割の方にも給付金を給付するということになったときには、速やかに給付していただきたいということを要望して終わります。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第1号は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案どおり承認することに決しました。

議案第2号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第3号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

議案第4号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の一部改正について

議案第5号 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁
償に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第2号から議案第5号までの4件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第2号から議案第5号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案4件については、本年度の人事院勧告に基づく給与改定に関する取扱いが第216回臨時国会で可決成立したことに伴い、当町におきましても、国に準じ、町条例について所要の改正

を行うものであります。

議案第2号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、一般職の職員の給料月額及び期末手当、勤勉手当の支給月数の改定を行うものであります。具体的には、給料月額について、初任給をはじめ若年層に重点を置き、給料表を平均2.76%引き上げ、また、12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げるとともに、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を6ヶ月期と12ヶ月期で均等になるように配分するものであります。

議案第3号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第4号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は特別職の期末手当の改定、任期付職員の給料月額、期末手当の改定及び業績手当の廃止に伴い、新たに勤勉手当に関する規定の整備を行うものであります。

議案第5号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、一般職の職員の改定に準じ、会計年度任用職員における期末手当及び勤勉手当の改定を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） まず、この議案第2号についてお伺いしますけれども、これは2024年4月1日から適用するということですので、これが改定されれば皆さんの給料が増えるということかな、それに伴う予算でしようけれども、それで給料表の中で別表1、初任給及び若年層を手厚くするということで書いてあるんですけども、県内のほかの自治体、特に隣接自治体、土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、つくば市等との比較で、阿見町はどの程度の水準になっているのか、比較の水準を持っているのかどうか、まずこれについてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

近隣地域での状況です。阿見町と同じように、高校卒業で1-9、大卒で1-29というのを採用しているところがほとんどなんですが、近隣では土浦市と龍ヶ崎市、そちら2つだけが阿見町より少し高い給与体系、初任給の体系をとっているというところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） あとは、地域手当については、これは平成7年度から適用されるということですね。令和だ、平成じや大分昔になっちゃう。令和7年度から適用されるということでこれは間違いないですね。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

地域手当につきましては、一応来年度の4月1日から適用ということで、今、作業を進めているところでございます。そちらにつきましては3月の定例会のほうで諮っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） それで改定されるので多少改善はするんですけども、最近の民間の大学卒業初任給というのが報道を次々とされています。政府もこの物価高、賃金上げているんだけど、民間も含めて、なかなか物価高に追いつかなくて、実質賃金はずっと下がり続けているとそういう状況なんすけども、これ2024年度なのであれなんですけど、2024年度の状況を見ても、これ全産業平均ですよ、大卒の初任給で23万9,078円、製造業だというと24万175円、非製造業だというと23万6,972円ということで、公務員より大分いいなど、こんな感じがするんです。この給与でこの地域で有能な人材を、組織としてというか町として、役場の職員として採用するに十分な給料だなというふうに思っていらっしゃるんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

今言われるとおり、人材を確保する意味とか、そういうところでは給料的に上げるというのは一つの案かなというふうには考えておりますが、阿見町の給与体系につきましては、人事院勧告、国の基準に基づいて設定しているということで進めておりますので、それを原則として考えております。ラスパイレス指数等を見ても、近隣市町村と比べましても、それほど低いというふうにデータ的に出ておりませんので、国の基準に基づいてやっていくのがいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 公務員の取り合いとなると、公務員を希望する人たちの中でどういう希望をするかと、地域手当の問題もいろいろあるけれども、やっぱり魅力ある職場というのは

もちろん給料だけではないかも知れないけど、給料というのは先ほど公室長が言ったように大きな要因を占めるので、ぜひもうちょっとしっかりと公務員の給料を上げてやつたらいいんじゃないかなと私はそう思うんですが、先ほどの答弁のようなので了解しました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 答えはいいですか。

○14番（海野隆君） 結構です。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ごめんなさい、一括ですよね。

○議長（野口雅弘君） 一括です。

○14番（海野隆君） 次、議案第4号なんですけども、この議案第4号で、今回、第7条第3項の、任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、町規則で定めるところ云々ということで、業績手当ですよね、業績手当を今まで支給するという規定になっていたんですよね。今回、あえて廃止ということにしたんだけども、当然理由があると思うんですけど、どういう理由ですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

こちらにつきましても、人事院勧告に基づいて廃止するということでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 人事院勧告に基づいて廃止するじゃなくて、どういう理由で廃止するの、人事院勧告での理由でというのは、どういう人事院勧告が出たか教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。人事課長齋藤明君。

○人事課長（齋藤明君） お答えします。

まず先立ちまして、任期付職員には特定任期付職員というものと一般任期付職員というものがございます。ここで言っているのは特定任期付職員の業績手当の話でありまして、これは、市町村におきまして、法務訴訟関係の弁護士や医療関係の医師、またはIT関係のCIO補佐官等、その特別な高度専門性が必要とされる分野で活躍される人材を雇用した場合において、改正前は、給与の1月分を年に1回支給することができました。今回の改正では、その業績手当給料1か月分というのを廃止し、人事評価の中において評価した上で、勤勉手当を支給するということで、結果としましては給料1か月分上限というのがなくなるということで、阿見町においては、過去におきましてもこの特定任期付職員という方の採用はございませんでした。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） これ阿見町では、任期付職員をうまく活用できなかつたんですよね、はつきり言うと、申し訳ないけど。民間であれ、公務員経験者であれ、そういう方の中で、阿見町が抱える課題、今言った中でも相当あると思いますよ、ITの関係とか、相當いろんな。例えば、今回、観光協会の事務局長も入れるようすけども、そういうふうな形で、いろんなこの任期付職員を活用できるシーンがいろいろあつたにもかかわらず、ほとんど条文だけあつて使ってこなかつたということであったというふうに私は思うんですけども、これ、何でこれ削っちゃつたのかなって。今後だつてITの関係とか、ひょっとしたら医者なんかも含めて、あるいは弁護士なんかも含めて、弁護士もあちこちあちこち採用しているところもあるようですので、そういう活用できるシーンがあつて、業績手当というのがあると、より魅力的な感じになると思ったんですけども、これ今後はそういう特定任期付職員というのは採用する予定がないという形になっちゃうのかな。何かそんな感じを浮かべるけど、なぜ業績手当を外したのかという理由がちょっといま一つ分からん。勤勉手当に読み替えるんだみたいな形をお話しになつたけれども、そのところがちょっとよく分からないので、もう少しちょと説明してください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。すいません、先ほどの説明が不足しております、大変申し訳ありませんでした。

現行の特定任期付職員のボーナスにつきましては、期末手当のみで勤勉手当というのは今まで支給されておりませんでした。このため、勤務成績を反映することができるのは特に業績を上げた場合ということで、年に1回支給されます特定任期付職員の業績手当1か月分のみというふうになっておりました。公務員全体として能力実績に基づく人事管理を進める中で、特定任期付職員の勤務成績を適時のタイミングで給与に反映する、支給額のめり張りを柔軟につけることが適當であるという考え方で、また、民間における専門人材の給与水準を踏まえまして、競争力のある年収水準が必要という指摘もありました。

そういう中で、勤務成績に応じてより高い年収水準を可能とすることは人材の確保にも資する、こういうことから任期付職員のボーナスを期末手当と人事評価の成果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成というふうに改めて、業績手当というのは廃止したということになつております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第5号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第2号から議案第5号までは原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第5号までは原案どおり可決することに決しました。

議案第6号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第7号）
議案第7号	令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第8号	令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第9号	令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第10号	令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第4号）
議案第11号	令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（野口雅弘君）次に、日程第6、議案第6号から議案第11号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君）議案第6号から第11号までの令和6年度一般会計ほか5件の補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第6号、一般会計補正予算は、既定の予算額に1億7,316万3,000円を追加し、225億1,679万円とするものであります。

歳入から申し上げます。第12款地方交付税で、再算定に伴う追加交付により普通交付税を増額。第20款繰入金で、財源調整のため財政調整基金繰入金を減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、人事院勧告に基づく給与改定に伴い人件費を増額。第12款諸支出金で、交付税の再算定分のうち臨時財政対策債償還基金費分について、来年度以降の臨時財政対策債の償還に充当するため、減債基金積立金として新規計上するものであります。

議案第7号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に304万2,000円を追加し、50億457万円とするものであります。その主な内容は、人事院勧告に基づく給与改定に伴い人件費を補正するものであります。

議案第8号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に33万4,000円を追加し、40億848万1,000円とするものであります。その主な内容は、人事院勧告に基づく給与改定に伴い人件費を補正するものであります。

議案第9号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に89万9,000円を追加し、12億2,288万2,000円とするものであります。その主な内容は、人事院勧告に基づく給与改定に伴い人件費を補正するものであります。

議案第10号、阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について140万2,000円を増額するものであります。その主な内容は、人事院勧告に基づく給与改定に伴い人件費を補正するものであります。

議案第11号、阿見町下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について334万1,000円を増額、第4条に定めた資本的収支について14万円を増額するものであります。その主な内容は、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の増額及びそれに伴い他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 議案第6号、ページは36ページ、減債基金費で6,325万9,000円、これ積み立てたということだと思いますよね、一般会計からね。一般財源だと言っているんですけど、これ今回の地方交付税措置がありましたね、人事院勧告に伴って、それが原資だったんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。財政課長坂入紀章君。

○財政課長（坂入紀章君） お答えいたします。

今回、補正予算で2億1,000万円ほど交付税が追加交付ということで予算計上させていただきましたが、そのうち6,300万円ほどが臨時財政対策債償還基金費という名目で算定されたものになりましたして、その部分については、来年度と再来年度、令和7年度と令和8年度で、今回もらった分の半分ずつを交付税から減額されるということになりますので、そのために1回その分は基金に積んでおいて、令和7年度、令和8年度に交付税が減るときに繰り入れて充当してくださいと、そういう制度のものになりますので、実際に自由に使える分として交付されたのは1億4,600万円ほどということになります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 同じく第6号の一般会計補正なんすけども、ページ数が20ページ、1111の保育所運営費、今回の部分で、約2,000万円減額されているんですけども、この内容についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

こちら、会計年度の保育士の雇用に至らなかつた分の人件費という形で減額をさせていただいております。おむねフルタイムの保育士8名、それからパートの保育士2名、この分の減額が入っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 募集したけども、10名の方が採用にならなかつたということなんすけど、それ回っていくんですかね、回っていってるんですかね、今。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

現時点では正規の保育士が約43名ほど、それから、会計年度の保育士も、パート、フルタイム含めて、看護師等こういったものを含めて27名おります。現実には今、保育所の受入定員、これが充足しない状況がございます。今、公立保育所の話ですけれども。そういったことで、受入可能な人数で今は対応しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 続いて31ページです。1113教育相談センター運営事業、今回的人事

院勧告によって職員さんの報酬と手当が見直されているわけですけども、パターン的には、今言った保育士さんみたいに、人數の部分があつて全額なつているところもあれば、プラスになっているところもあるわけですね。今回、教育相談センターについては、報酬は43万円プラスになっているけれども、手当のほうではマイナスになつていて、実質、教育相談センターさんのほうとしてはマイナスになっているわけですよ。これ人事院勧告の趣旨からすると、享受できてないというような格好に予算上なつていてるわけですけども、この内容についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　ただいまの教育相談センター運営事業のことございますけども、報酬と職員手当の数字の違いということについての御質問でございますけれども、ここにつきましては教育相談センターの職員のことございまして、詳細についてはちょっと確認させていただきたいと思います。申し訳ございません、今、手元に資料がありませんで、申し訳ございません。

○議長（野口雅弘君）　栗原議員、あとでいいですか。

○13番（栗原宜行君）　あとでいいです。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　これをもつて質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となつております議案第6号から議案第11号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　討論なしと認めます。これをもつて討論を終結します。

これより採決します。

議案第6号から議案第11号までは原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認めます。よつて、議案第6号から議案第11号までは原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。
これをもちまして、令和7年第1回阿見町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 野口雅弘

署名員 前田一輝

署名員 小川秀和